## 日野都市計画地区計画の変更 (日野市決定)

都市計画東豊田地区地区計画を次のように変更する。

	名			東豊田地区地区計画		
	位 置 ※		*	日野市東豊田一丁目、東豊田二丁目及び東豊田四丁目各地内		
面 積 ※			*	約 8.0 h a		
区域の整備・ 開発及び保全に関する方針	地区計画の目標			本地区は、土地区画整理事業により健全な市街地の形成、整備を図った地区である。地区の南側には浅川が流れ、水路と一体的に配置する公園や今なお残る田園風景を生かし、みどりと水に恵まれたまちづくりを目指す。また、日野都市計画道路3・3・2号(東京八王子)線(以下広域幹線道路)沿道では都市計画道路の整備と併せ大規模店舗等の適正な誘導を行い、周辺住宅地と地域商業とが調和した良好な環境の形成を図るとともに、事業効果の維持増進を図ることを目的とする。		
	土地利用の方針			本地区を4つの地区に区分し、地区の特性に見合ったまちづくりを進めるため、土地利用の方針を次のように定める。  [沿道地区(A)]  広域幹線道路沿道の利便性を活かし、大規模店舗等の車利用のサービス業務施設地を誘導するとともに、沿道景観に相応しい土地の高度利用を促進し、後背する閑静な住宅地への騒音を遮断するなど周辺環境と調和のとれた地区の形成を図る。  [沿道地区(B)]  幹線道路沿道の利便性を活かし、沿道景観に相応しい土地の高度利用を誘導し、住宅と商業、業務の調和した地区の形成を図るとともに、後背する閑静な住宅地への騒音を遮断するなど周辺環境と調和のとれた沿道地区の形成を図る。  [農と用水のある地区]  今なお残る田園風景を保全しつつ、低層住宅を主体とした良好な住環境の形成を目指し、敷地の細分化を防止するとともに、住宅と農地が調和した閑静な住宅地の形成を図る。  [水辺のある地区]  地区に隣接して流れる浅川と調和した良好な住宅地の形成を図る。		
	地区施設の整備の方針		-	土地区画整理事業により一体的に整備される道路、公園及び水路の維持、保全を図る。		
	建築物	の等の整備の方針	<u>}</u> +	良好な街並みの形成を図るため、建築物等の用途の制限、建築物の敷地面積の最低限度、壁面の位置の制限、建築物の高さの最高限度、建築物等の形態又は意匠の制限及び垣又は柵の構造の制限を定める。		

	位置		置	日野市東豊田一丁目、二丁目及び四丁目各地内					
		面積		約 8. 0 h a					
		地区の 区 分	名 称	沿道地区(A)	沿道地区(B)	農と用水のある地区	水辺のある地区		
			面積	約 2.8ha	約 0. 5 h a	約 4. 0 h a	約 0.7 h a		
		建築物の用途の 制限 建築物の敷地面 積の最低限度		次の各号に掲げる建築物 は、建築してはならない。		次の各号に掲げる建築物以外の建築物は、建築してはならない。			
				1 ホテル		1 住宅			
	建			2 旅館		2 共同住宅			
地	築			3 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項第4号に掲げる建築物又は施設4 勝馬投票券発売所及び場外車券売場その他これに類するもの	_	3 事務所兼用住宅			
区区						4 店舗兼用住宅			
整整	物					5 診療所兼用住宅			
	等					6 前各号の建築物に附属するもの			
備計	に 関			5 ナイトクラブその他これ に類するもの					
画	す			2 0 0 m²		1 2 0 m²			
	る	壁面の位置の 制限		   計画図に表示する1号壁面	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から隣地境界線までの距離は、0.6m以上とする。 ただし、この距離の限度に満たない距離にある建築物又は建築物の部分が次の各号の一に該当 する場合においては、この限りでない。				
	事			又はこれに代わる柱の面から					
	項			道路境界線までの距離は、1 m以上とする。	1 物置その他これに類する用途(自動車車庫を除く。)に供し軒の高さが2.3m以下で、かつ床面積の合計が5m <sup>2</sup> 以内であるもの				
					2 自動車車庫で軒の高さが2.3m以下であるもの				
					3 外壁又はこれに代わる柱の中心線の長さの合計が3m以下であるもの				
		建築物等の高さの最高限度		_	_	建築物の高さは地盤面から 9m、軒の高さは7mをそれ ぞれ越えないものとする。	建築物の高さは地盤面から 9m、軒の高さは7mをそれ ぞれ越えないものとする。た だし、陸屋根については、最 高高さ7mとする。		

地 区 整 備	建築物等に関	建築物等の 形態又は意匠の 制限	<ol> <li>建築物の外壁又はこれに刺きる柱がな色を調とする。</li> <li>表でのあるとは場がある。</li> <li>表での各ののののののののののののののののののののののののののののののののののの</li></ol>	<ol> <li>建築物の外壁又はこれに</li></ol>	<ol> <li>建築物の外壁又はこれ、 大ののかる柱のというでは、 大のかな色をでは、 のあるのでは、 のあるのでは、 のあるのでは、 ののあるのでは、 では、 ののあるのでは、 ののは、 では、 ののは、 ののは、 ののは、 ののは、 ののは、 ののは、 ののは、 ののは、 ののできるできる。 ののできるできる。 ののできるが、 ののでできるが、 ののでできるが、 ののできるが、 ののできるが、 ののできるが、 ののできるが、 ののできるが、 ののできるが、 ののでできるが、 ののでできるが、 ののでできるが、 ののででが、 ののででが、 ののででが、 ののででが、 ののででが、 ののでがでが、 ののでが、 のので</li></ol>	<ol> <li>建築物の外壁又はこれに 、大の色をである。</li> <li>と本書をできる。</li> <li>を持ったいできる。</li> <li>を持ったいできる。</li> <li>を対している。</li> </ol>
計画	する事項	垣又はさくの 構造の制限		(門柱を除く。)の構造は、生ただし、高さ0.6m以下のコはこの限りでない。	<ol> <li>道路にをはる。</li> <li>(門柱を以び、</li> <li>(門柱を以び、</li> <li>(世域、</li> <li>(世域、</li> <li>(世域、</li> <li>(大のののでは、</li> <li>(大のののでは、</li> <li>(大のののでは、</li> <li>(大のののでは、</li> <li>(大ののでは、</li> <li>(大ののでは、</li> <li>(大ののでは、</li> <li>(大のののでは、</li> <li>(は、</li> <li>(は、</li> <li>(ものののでは、</li> <li>(ものののでは、</li> <li>(ものののでは、</li> <li>(もののでは、</li> <li>(もののは、</li> <li>(ものは、</li> <l< td=""><td>1 道路に面するはさく (門柱を除く。) エさの は、生垣又にし、クリートリーでない。 6 m以下塀等はこのの限りでない。 2 浅川柱をはする。な様に、生垣とする。は、1 にのはのではではではでするではできます。 6 m以のはは、高さり、1 ではいる。 1 に、1 に、1 に、2 に、2 に、2 に、2 に、3 にいるのでは、1 に、2 に、3 にいるのでは、1 に、2 に、4 に、4 に、4 に、4 に、4 に、4 に、4 に、4 に、4 に、4</td></l<></ol>	1 道路に面するはさく (門柱を除く。) エさの は、生垣又にし、クリートリーでない。 6 m以下塀等はこのの限りでない。 2 浅川柱をはする。な様に、生垣とする。は、1 にのはのではではではでするではできます。 6 m以のはは、高さり、1 ではいる。 1 に、1 に、1 に、2 に、2 に、2 に、2 に、3 にいるのでは、1 に、2 に、3 にいるのでは、1 に、2 に、4

※は知事協議事項

「区域、地区の区分及び地区施設の配置は計画図表示のとおり」

理由: 広域幹線道路び整備と併せて沿道の計画的な誘導を行う。 また、風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律の改正による建築基準法改正に伴い表記上の整合を図るため地区計画を変更する。